

# 訪問看護重要事項説明書

2026 年 6 月現在

## 1 事業所の概要

|          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| 事業所名     | 医療法人社団一陽会 服部病院 在宅療養支援室 訪問看護あじさい                    |
| 所在地      | 兵庫県三木市大塚 218-3                                     |
| 連絡先      | TEL 0794-82-2550 FAX 0794-82-4399                  |
| 管理者      | 服部 哲也                                              |
| 営業日・時間   | 月曜日～金曜日 9：00～17：00<br>定休日（土曜・日曜・祝日、年末年始 12/29～1/3） |
| サービス内容   | 訪問看護                                               |
| 事業者番号    | 2812301493                                         |
| サービス提供地域 | 三木市・神戸市西区・小野市・その他（当院より 16 km圏内）                    |

## 2 事業の目的及び運営の方針

自宅で療養されている方が、健やかに安心して楽しみのある療養生活を送れるように、主治医の指示により当病院の看護師が定期的に訪問し、医療環境および生活環境づくりの援助を行います。

## 3 従業者の職種、員数、職務の内容及び勤務の体制

| 従業員の職種 | 区 分  |      | 職務の内容 | 勤務時間                 |
|--------|------|------|-------|----------------------|
|        | 常勤   | 非常勤  |       |                      |
| 医師     | 3    | 0    | 訪問診療  | 正規の勤務時間（08：30～17：00） |
| 看護師    | 概ね 2 | 概ね 1 | 訪問看護  | 正規の勤務時間（08：30～17：00） |
| 事務員    | 1    | 0    | 請求事務等 | 正規の勤務時間（08：30～17：00） |

## 5 契約終了と自動更新について

介護保険による訪問看護の契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で一旦終了することになります。

ただし、有効期間の満了 30 日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合にはこの契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動更新されます。

医療保険による訪問看護の契約期間は、要介護認定の有効期間に関係なく、医師の指示に基づき必要な期間となります。

利用者及びその家族が、故意又は重大な過失により事業所若しくは担当の看護師等の生命・心身・財産・信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行った場合又は行うことが予測される場合には、管理者の判断で訪問看護を終了させていただくことがあります。

## 6 契約期間途中での解約の場合

この契約は契約期間中であっても、利用者及びその家族から解約を希望する 10 日前までに申し出いただければ解約することができます。この場合は解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には解約料は必要ありません。

## 7 サービスの内容

訪問看護師が利用者及びその家族と話し合いながら、主治医や医療機関等との連携を密にし、看護計画を立ててサービスを提供します。

|                |                                                                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病状の観察          | 病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍等のチェックをし、異常を早期発見して重症化を防ぐとともに、高血圧や糖尿病などの慢性疾患の自己管理ができるよう支援します。                            |
| 在宅療養のお世話       | 身体の清拭・洗髪・足浴・入浴介助・食事・排泄・おむつ交換・寝衣交換などの介助と助言を行います。                                                          |
| 医師の指示による医療処置   | 点滴・注射・カテーテルの管理・吸引・創傷処置などを行います。                                                                           |
| 医療機器の管理        | 在宅酸素・人工呼吸器・PCA ポンプ・吸引器などの管理や緊急時の対応について助言します。                                                             |
| 床ずれ予防と処置       | 床ずれ防止の工夫や指導・床ずれの手当てを行います。                                                                                |
| 認知症および精神疾患のケア  | 認知症介護、精神疾患の症状を理解した上で、心身の健康状態を観察します。                                                                      |
| 介護予防           | 健康管理・低栄養や運動機能低下を防ぐ助言などを行います。                                                                             |
| 緩和ケア           | ガン末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援します。                                                                                 |
| 家族等への介護支援と相談   | 介護方法の助言、病気や介護不安の相談などを行います。                                                                               |
| 在宅移行支援         | 病院などに直接訪問し、入院先の医師や看護師などと連携して退院後の在宅療養に向けて準備指導を行います。                                                       |
| 住まいの療養環境の整備と支援 | ケアマネージャーや福祉用具専門相談員など他の専門職と連携して、ベッド周りの医療機器の配置、薬の保管場所や移動方法の助言を行ったり、手すりの設置や段差の解消など、転倒防止を目的とした住宅改修について助言します。 |
| 地域の社会資源の活用     | 居宅介護支援事業者その他、保健医療サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。                                 |

## 8 サービス利用料及び利用者負担料金表

・別紙参照

## 9 キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、当日の訪問時間までにご連絡がない場合は、1 提供当たりの自己負担金額の全額を請求いたします。

(ただし、症状の急変や緊急・入院等の場合には原則としてキャンセル料は請求しません。)

## 10 利用料等のお支払い方法

毎月 10 日頃までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払方法は窓口支払い、銀行振込、口座振替のいずれかとなります。

お支払いが確認できない場合は、ご連絡させていただきます。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業所へ介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は 1 か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料の

お支払いと引き換えにサービス提供票と領収書を発行します。

#### 11 個人情報・プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者及びその家族に関する個人情報やプライバシーが含まれる記録物に関しては、細心の注意を持って管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際、利用者及びその家族に関して知りえた情報についてはサービス担当者会議等でサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名いただくことになります。

利用者及びその家族からサービス提供記録の開示を求められた場合は、速やかに対応します。

○個人情報・プライバシーについての相談窓口

服部病院 総務課 個人情報保護担当まで：TEL (0794) 82-2550 (代)

#### 12 虐待の防止について

当事業所は、虐待防止に関する指針を定め、虐待の発生の防止・早期発見及び再発防止の対策に取り組む虐待防止委員会の設置、虐待を発見した場合の対応手順、虐待防止のための職員研修の実施、成年後見人制度の利用支援等に取り組んでいます。

#### 13 苦情対応について

サービス内容に関するご相談や苦情などがございましたら在宅療養支援室まで遠慮なくお申し出ください。

○服部病院 在宅療養支援室 0794-82-2550 (代)

#### 14 損害賠償について

当事業所が利用者に対して法律上の損害賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 14 条に基づき、当事業所は金銭により賠償をいたします。

15 重要事項を説明した場所・年月日等

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 重要事項の説明場所 | 服部病院 ・ 自宅 ・ その他 ( ) |
| 説明年月日     | 20 年 月 日 時 分 ~ 時 分  |
| 説明者氏名     |                     |

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄 )